

鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月24日

鳥取市長職務代理者

鳥取市副市長 松 本 典 久

鳥取市規則第51号

鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行細則の一部を改正する規則

鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年鳥取市規則第54号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

様式第1号及び様式第5号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第12号から様式第13号の2までの規定中「第43条の5」を「第47条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定により作成され、使用されている用紙については、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。